

## 2025 年度 内部質保証に係る自己点検・評価の実施報告

### 1. 自己点検・評価の実施概要

本学における自己点検・評価活動は、大学の理念・目的の実現、教育研究活動の質の向上を図るために大学基準に基づいて実施している。今年度は、これまで年度末に 1 回実施してきた自己点検・評価を 4 期に分け、7 学部、7 研究科、留学生別科、16 事務部局の計 31 部局がそれぞれ実施した。大学基準に沿って理念・目的、教育研究、教育課程・学習成果、教員組織、学生支援、社会連携、大学運営・財務等に関する事項について点検を行い、制度・体制の適切性および改善課題の確認を行った。

### 2. 結果の概要および自己点検・評価方法の総評

本年度実施した点検評価項目数は、第 1～4 期で学部・研究科等 147 項目、事務部局 252 項目の合計 399 項目である。評価したすべての部局において適切に実施されていた項目は、学部・研究科等 75 項目(51.0%)、事務部局 232 項目(92.1%)、全体で 307 項目(76.9%)であり、本学の教育・研究活動および大学運営は概ね適切に実施されていることが確認された。

今年度導入した年度内 4 回(第 1 期～第 4 期)のチェックポイントによる自己点検・評価では、未達成項目には全学点検評価委員会からのフィードバックを実施し、さらに次期点検に未達成項目を引き継ぐ仕組みとしたため、課題が繰り返し確認されることとなり、改善に向けた検討が進みやすくなった。第 4 期の点検・評価時点で未達成となった事項については次年度改善計画に位置づけることとし、継続的な改善につなぐことで、PDCA サイクルの循環が図られている。今後は改善につなげる仕組みを、より一層充実させることが課題である。

今後も自己点検・評価および IR による分析結果を活用しながら教育研究活動および大学運営の改善を進め、内部質保証の実質化を図るとともに、本学の教育研究水準の向上に努める。

### 3. 各基準における確認された成果

#### 基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

##### 評価の視点1

○大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

##### 評価の視点2

○理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

大学の理念・目的は適切に設定されており、学部・研究科は大学の理念を踏まえて教育研究上の目的を定め、公表することができている。

学則で定められた大学の目的については、今後 web ページで公表予定である。

評価項目②：大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

##### 評価の視点1

○中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

##### 評価の視点2

○中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定し、定期的な検証ができている。

#### 基準1 まとめ

大学の理念・目的は適切に設定されており、学部・研究科は大学の理念を踏まえて教育研究上の目的を定め、公表することができている。現在、web ページには建学の精神、教育理念、ビジョン、ミッション、教育目標が掲載されている。ただし、記載事項の整理や視認性などについては今後の改善が期待される。学則で定められた大学の目的については、今後の公表を予定しており、準備を進めている。

## 基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

評価項目①：内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

### 評価の視点1

○内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

### 評価の視点2

○教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

### 評価の視点3

○大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的 to 実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

### 評価の視点4

○学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

### 評価の視点5

○行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

大学は、内部質保証のための基本的な考え方・体制・手続を明らかにし、大学およびすべての学部・研究科で3つの方針を策定することができている。自己点検・評価は全部局で定期的 to 実施され、計画を立案して改善・向上に取り組んでいる。一方、教育活動の有効性の検証に学生や外部の意見を取り入れることには課題があり、学生からの意見を取り入れる活動では約3割、外部からの評価を取り入れる活動では約6割の部局が不十分であると評価しており、改善を要する。

評価項目②：大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

評価の視点 1

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 2

○教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

大学は、諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たすことができている。

学生の学習実態や学習上の成果に関わる情報は把握しており、今後はその公表が課題である。

評価項目③：内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

評価の視点 1

○内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

内部質保証システムの適切性は定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

## 基準 2 まとめ

大学およびすべての学部・研究科等で3つの方針を策定し、自己点検・評価の結果に基づき明確な行動計画を策定している。学習成果に関わる情報等の公表について、今後の改善が期待される。

### 基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

#### 評価の視点1

○大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

教育研究組織は、大学の理念・目的を踏まえ、適切に整備され、web ページで公表されている。

評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

#### 評価の視点1

○教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上まっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

#### 評価の視点2

○点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

健康科学部の設置、医療薬学科・国際交流学科の収容定員減の申請等に応示されるように、本学では学問の動向や社会的要請、国際的環境の変化を踏まえ教育研究組織の見直しを行っている。教育研究組織の適切性についての点検・評価は定期的に行われ、取り組み・課題の把握が行われている。

### 基準3 まとめ

教育研究組織は、大学の理念・目的を踏まえ、適切に整備され、web ページで公表されている。健康科学部の設置、国際交流学科の収容定員減の申請等に応示されるように、本学では学問の動向や社会的要請、国際的環境の変化を踏まえ、教育研究組織の見直しを行っている。教育研究組織の適切性についての点検・評価は定期的に行われ、取り組み・課題の把握が行われている。

#### 基準4 教育・学習

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

評価項目①：達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

##### 評価の視点1

○学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

##### 評価の視点2

○上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は数年をかけて整備、見直しを行って、授与する学位ごとに定められ、適切に公表されている。また、学位授与方針に示された学習成果はいずれも授与する学位にふさわしい内容となっている。

評価項目②：学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

##### 評価の視点1

○学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目は体系的に編成されており、各授業科目の位置づけや到達目標も概ね明確にされている。また多くの学部で履修モデルやカリキュラムツリーが整備されている。一方で、履修モデルやカリキュラムツリーの公開状況には部局間で差がみられるため、今後は学生への情報提供の方法を整備することが望まれる。

評価項目③：課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

評価の視点 1

○授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

評価の視点 2

○ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

評価の視点 3

○授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

教務部を中心に単位制度の趣旨に沿った教育課程の運用が整備されており、授業期間、単位設定、CAP 制、シラバスへの学習時間・内容の明示等を通じて単位の実質化が図られている。

評価項目④：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

評価の視点 1

○成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

評価の視点 2

○成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立てへの対応含む）を学生に明示しているか。

評価の視点 3

○既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

評価の視点 4

○学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

評価の視点 5

○学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

成績評価、単位認定および学位授与については、関係規程および学則に基づき適切に実施している。成績評価および単位認定の方法・基準はシラバス等により学生に明示するとともに、不服申立てへの対応を含めた手続を整備している。また、既修得単位の認定については設置基準および学則に基づき適切に運用し、学位授与についても所定の手続および基準に従い適切に実施している。

評価項目⑤：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

評価の視点 1

○学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

評価の視点 2

○学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

評価の視点 3

○指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学位授与方針に示した学習成果については、その達成状況を把握・評価するための指標および方法を設定し、学生の学習状況や成績評価等の情報を活用して適切に把握・評価している。また、大学院においては学位論文の審査基準や研究指導の方法等を明確にし、学位授与方針との関係を踏まえて学習成果の評価を行っている。これらの指標や評価方法を用いて学習成果を継続的に確認するとともに、その結果を教育課程および教育方法の改善・向上に活用している。

評価項目⑥：教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1

○教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

評価の視点 2

○課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

評価の視点 3

○外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

評価の視点 4

○自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

教育課程およびその内容、教育方法については、自己点検・評価の基準および体制を整備し、学習成果の測定結果、学生の学習状況、資格取得状況、進路状況等の情報を活用し

ながら点検・評価を実施している。また、授業評価アンケート等を通じて学生の意見を取り入れている。一方、外部の視点を取り入れた教育課程及び教育方法の検証については、部局によって取組状況に差がみられることから、今後その充実を図る必要がある。

#### **基準4 まとめ**

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は数年をかけて整備・見直しを繰り返し、授与する学位ごとに適切に定められるとともに授業科目は体系的に編成されている。さらに、教務部を中心に単位制度の趣旨に沿った教育課程の運用が整備されており、授業期間、単位設定、CAP 制、シラバスへの学習時間・内容の明示等を通じて単位の実質化が図られている。一方で、学部・研究科等の履修モデルやカリキュラムツリーはほぼ整備されているものの、一部の学部・研究科では学生便覧や大学ホームページには未掲載であり、今後はそれらを適切に公表していくとともに、適時更新作業を進めていく必要がある。

## 第5章 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

**評価項目①：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。**

### 評価の視点1

○学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

### 評価の視点2

○学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

### 評価の視点3

○学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

### 評価の視点4

○入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

### 評価の視点5

○すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学生の受け入れ方針は大学および各学部・研究科において設定され、公表されている。また、入学者選抜は規程に基づき公正に実施されている。一方で、社会人入試や編入学等の実施状況には学部間で差がみられるため、今後も制度の運用状況を点検していくことが望まれる。

**評価項目②：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。**

### 評価の視点1

○学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

入学者数および在籍学生数の管理については、大学院では概ね適切に維持されているものの、学部においては入学定員充足率および収容定員充足率が低下しており、重要な課題となっている。現在、教育研究組織の見直しや定員の調整、学生募集の改善等を通じて定員管理の適正化に向けた取組を進めている。

評価項目③：学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1

○学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2

○点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れに関わる状況については、入学定員充足率や収容定員充足率等を指標として定期的に点検・評価を行っている。点検結果を踏まえ、教育研究組織の見直しや学生募集の改善等の取組を進めているものの、学部における定員充足率の低下傾向が続いており、今後も志願者層の特性の把握、各学科の教育内容や強みの焦点化、教育改革の取り組みと募集戦略の連動等、改善に向けた取組を継続していく必要がある。

#### 基準5 まとめ

学生の受け入れ方針は大学および各学部・研究科等において設定され、公表されている。また、入学者選抜は規程に基づき公正に実施されている。一方で、社会人入試や編入学等の実施状況には学部間で差がみられるため、今後も制度の運用状況を点検していくことが望まれる。

学生の受け入れに関わる状況については、入学定員充足率や収容定員充足率等を指標として定期的に点検・評価を行っている。点検結果を踏まえ、教育研究組織の見直しや学生募集の改善等の取り組みを進めているものの、一部の学部を除いて学部における定員充足率の低下傾向が続いており、今後も志願者層の特性の把握、各学科の教育内容や強みの焦点化、学習成果を踏まえた教育改革の取り組みと募集戦略の連動等、改善に向けた対策を継続していく必要がある。

## 基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につながる教員組織を適切に整備しなければならない。また、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

評価項目①：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

### 評価の視点1

○大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

### 評価の視点2

○クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

### 評価の視点3

○教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

### 評価の視点4

○授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

教員組織の編制に関する方針については、今年度全学部で見直しを行い、大学として求める教員像や教育研究活動の実施体制等を明確化した。また、法令に基づく教員数の確保や担当授業の管理等を通じて、教育研究活動を安定的に実施できる体制を整備している。一方で、教員組織の編制方針の具体的な運用や評価の主体に関する理解には部局間で差がみられることから、今後は方針の共有と運用の一層の定着を図る必要がある。

**評価項目②：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**

**評価の視点 1**

○教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

**評価の視点 2**

○年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員の募集、採用及び昇任については、規程及び明確な基準に基づき、教員人事委員会を中心とした審査体制のもとで公正に実施している。大学基準協会からの指摘を踏まえ、手続や審査体制の整備・見直しを進めた結果、人事手続の透明性及び適正性は着実に向上している。また、採用に際しては教育研究上の業績や社会的活動等を総合的に評価するとともに、多様性にも配慮した教員人事を進めており、教員組織の質の向上に向けた取組が継続的に行われている。

**評価項目③：教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。**

**評価の視点 1**

○教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

**評価の視点 2**

○教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

**評価の視点 3**

○大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

**評価の視点 4**

○教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

教員の資質向上を図るため、大学として教育に関する FD 活動を実施している。さらに、学部・研究科においても授業改善や教育方法の向上に向けた FD 活動を行っている。また、教員の教育・研究・社会活動等の業績評価を実施し、教育研究活動の改善・活性化につなげている。一方で、研究活動や社会貢献等に関する FD 活動については不十分であるといえる。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関する業績は、全部局で適切に評価されている。

評価項目④：教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1

○教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点 2

○点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員組織の適切性については定期的に点検・評価を行い、その結果を踏まえて教員組織の編制や人事に関する改善に結び付けている。

## 基準 6 まとめ

教員の募集、採用及び昇任については、規程及びステップ評価等の基準に基づき、教員人事委員会を中心とした審査体制のもとで公正に実施している。大学基準協会からの指摘を踏まえ、手続や審査体制の整備・見直しを進めた結果、人事手続の透明性及び適正性は着実に向上している。また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関する業績は、全部局で適切に評価されている。

教員の資質向上を図るための FD 活動は適切に実施されている。一方で、研究活動や社会貢献等に関する FD 活動については不十分であり、改善が求められる。

## 基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

評価項目①：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

### 評価の視点1

○学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

### 評価の視点2

○各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

### 評価の視点3

○学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

### 【修学支援（学習面）】

### 評価の視点1

○学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

### 評価の視点2

○障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

### 評価の視点3

○学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

### 評価の視点4

○遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

### 評価の視点5

○ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

（次ページにつづく）

(前ページつづき)

**[修学支援(経済面)]**

**評価の視点 1**

○学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

**[生活支援]**

**評価の視点 1**

○学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。

**評価の視点 2**

○学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

**[進路支援]**

**評価の視点 1**

○各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

**[その他支援]**

**評価の視点 1**

○上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

**[学生の基本的人権の保障]**

**評価の視点 1**

○ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

学生支援に関する大学としての方針に基づき、修学支援、生活支援、経済的支援、進路支援等の体制を整備し、教職員が連携しながら学生の状況に応じた支援を適切に実施している。また、障がいのある学生・留学生への支援、ハラスメント防止、学生の基本的人権の保護等に配慮した支援体制を整えている。

評価項目②：学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1

○学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2

○点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生支援の適切性については、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて支援体制や支援内容の改善・向上に取り組んでいる。

## 基準7 まとめ

学生支援の大学方針に基づき、修学支援、生活支援、経済的支援、進路支援等の体制を整備し、アドバイザー、ゼミ・研究指導教員、科目・課程・コース担当教員、学部事務室等、教職員が連携しながら学生の状況に応じた支援を適切に実施している。また、障がいのある学生・留学生への支援、ハラスメント防止、学生の基本的人権の保護等に配慮した支援体制を整えている。

## 基準 8 教育研究等環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

評価項目①：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

### 評価の視点 1

○教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

### 評価の視点 2

○学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

### 評価の視点 3

○学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

教育研究環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習および教員の教育研究活動を支える施設・設備、ICT 環境等を整備するとともに、安全・衛生の確保や学習環境の充実に努めている。また、ネットワーク環境や ICT 機器の整備・技術的支援を通じて教育研究活動を支援するとともに、学生および教職員の情報倫理の確立に向けた取り組みを行っている。

評価項目②：図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

### 評価の視点 1

○教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

### 評価の視点 2

○図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館サービスおよび学術情報サービスについては、教育研究環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備するとともに、必要な専門的知識

を有する職員を配置し、施設・設備の整備を含めて適切に運営している。また、図書館ネットワーク等を活用した学術情報の提供体制を整備し、教育研究活動を支援している。

**評価項目③：研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。**  
**また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。**

**評価の視点 1**

○研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

**評価の視点 2**

○研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究推進課が中心となり、研究活動の促進に向けて、研究費の支給、研究環境の整備、研究時間の確保等の支援を行うとともに、若手研究者の育成や研究支援体制の整備を進めている。また、研究倫理および研究活動における不正防止に関する規程を整備し、教職員および学生を対象とした教育・啓発を通じて、健全な研究活動の推進に努めている。

**評価項目④：教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**

**評価の視点 1**

○教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

**評価の視点 2**

○点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究環境の適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果を踏まえて教育研究環境の改善・向上に取り組んでいる。

## 基準 8 まとめ

研究活動の促進に向けた取り組みでは、研究推進課が中心となり、若手研究者の育成や研究支援体制の整備を進めている。また、研究倫理および研究活動における不正防止に関する規程を整備し、教職員および学生を対象とした教育・啓発を通じて、健全な研究活動の推進に努めている。

## 基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

評価項目①：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

### 評価の視点1

○社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

### 評価の視点2

○社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域社会、企業、学外教育研究機関等との連携を推進するとともに、教育研究活動を通じて得られた知識や成果を社会へ還元している。また、国際的な連携や交流を通じた学術交流の促進にも取り組み、地域や社会の課題解決への貢献と大学の社会的役割の発揮に努めている。

評価項目②：社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

### 評価の視点1

○社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

### 評価の視点2

○点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献の適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果を踏まえて取り組みの改善・向上を図り、社会連携・社会貢献活動の充実につなげている。

## 基準9 まとめ

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域社会、企業、学外教育研究機関等との連携を推進し、教育研究活動を通じて得られた知識や成果を社会へ還元している。また、国際的な連携や交流を通じた学術交流の促進にも取り組み、地域や社会の課題解決への貢献と大学の社会的役割の発揮に努めている。

## 基準 10 大学運営・財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

### (1) 大学運営

評価項目①：大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

#### 評価の視点 1

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

#### 評価の視点 2

○関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

#### 評価の視点 3

○法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

大学運営に関する方針を定め、関係規程を整備するとともに、学長を中心とした運営体制のもとで各役職および会議体の権限と責任を明確にし、適切な大学運営を行っている。また、法人組織との連携体制を構築し、関係法令および諸規程に基づき意思決定および業務執行の適切性を確保している。

評価項目②：予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

評価の視点 1

○予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成および予算執行については、関係規程に基づき適切な手続のもとで実施するとともに、透明性の確保に配慮しながら適切に運用している。今後も、予算執行手続の透明性及び適正性について継続的に点検し、必要に応じて改善を図る。

評価項目③：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

評価の視点 1

○大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

評価の視点 2

○大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

評価の視点 3

○必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

評価の視点 4

○職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

評価の視点 5

○大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

大学業務を円滑かつ効果的に行うため、法人組織のもとに学部・研究科等および附属機関を置き、事務組織、教授会、大学運営会議、教学マネジメント会議、各種委員会等により大学運営を行っている。大学運営に必要な組織の整備および人員配置が適切に行われており、教職協働による大学運営体制が機能していることが確認された。

評価項目④：大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1

○監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点 2

○大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点 3

○点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

大学運営に関わる状況は、定期的に点検・評価を実施し、その結果を大学運営が効果的に行われる連携体制や各種規程の整備に結びつけている。

## (2) 財務

評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

評価の視点 1

○具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

評価の視点 2

○財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

評価の視点 1

○教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

評価の視点 2

○授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画については現在策定を進めている。あわせて、必要かつ十分な財政基盤を確保し安定的な財務運営を行っている。また、補助金、外部研究資金、寄附金、受託研究・共同研究等の授業料以外の財源確保にも取り組んでいる。

#### **基準 10 まとめ**

大学運営に関する方針を定め、関係規程を整備するとともに、学長を中心とした運営体制のもとで各役職および会議体の権限と責任を明確にし、適切な大学運営を行っている。また、法人組織との連携体制を構築し、関係法令および諸規程に基づき意思決定および業務執行の適切性を確保している。

予算編成および予算執行については、関係規程に基づき適切な手続のもとで実施し、透明性の確保に配慮しながら適切に運用している。